

監 第 5 6 号
平成 23 年 2 月 18 日

請求人 様

京都市監査委員 富 喜久夫
同 安 井 勉
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 26 日付けで提出され、同月 28 日に收受した地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、A による勧進橋児童公園（以下「本件公園」という。）の無許可での占有の事実に関し、京都市長が A の運営主体である B に対する京都都市公園条例第 18 条の規定による過料の賦課を怠っている事実（以下「本件怠る事実」という。）があるとし、本件怠る事実をもって、住民監査請求の対象とする財務会計上の怠る事実とするものであると解される。
- 2 住民監査請求は、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実自体について、違法又は不当とする理由を具体的に示す必要があるが、本件請求では、A による本件公園の占有の違法性が主張されているだけで、本件怠る事実自体の違法性又は不当性については、何ら主張されていない。
- 3 そこで、この点について、請求人に補正を求めたところ、請求人から、次の内容の補正がされた。
 - (1) 建設局緑地管理課（現在は、同局南部みどり管理事務所）は、A による無許可での本件公園の使用の事実を把握し、当該事実（都市公園法第 6 条第 1 項及び第 2 項違反）を黙認していた。
 - (2) よって、同課及びこれを指導監督する京都市長は、京都市民の財産である公園の管理責任を問われるべきである。

4 上記3の請求人の主張は、いずれも京都市長等による本件公園の管理の違法性又は不当性に関するものであって、本件怠る事実のそれではない。

よって、本件請求は、その対象とする本件怠る事実について、違法又は不当とする具体的な理由を示しているとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

5 なお、上記3の請求人の主張は、本件請求の対象として、京都市長等が本件公園の管理を怠る事実を主張するものとも解することができるが、そのように解した場合には、公園行政上の見地からなされる公園の管理は住民監査請求の対象となる財産の管理に該当しないため、本件請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象としないこととなり、いずれにしても、法第242条第1項の規定には適合しない。